

低入札価格調査基準価格：

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと

低入札調査基準価格の見直しについて

S62.4 ~ H20.3

【範囲】

予定価格の2/3 ~ 8.5/10

【計算式】

直接工事費の額	}	合計額
共通仮設費の額		
現場管理費 × 0.20		
		× 1.05

H20.4 ~ H21.3

【範囲】

予定価格の2/3 ~ 8.5/10

【計算式】

直接工事費 × 0.95	}	合計額
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.60		
一般管理費等 × 0.30		
		× 1.05

H21.4 ~

【見直し後の範囲】

予定価格の7.0/10 ~ 9.0/10

【見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	}	合計額
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.70		
一般管理費等 × 0.30		
		× 1.05

低入札価格調査基準価格については、昨年4月に計算式の見直しを行ったところであるが、ダンピング対策を強化するために、工事の品質確保を図る観点から、最新のデータに基づき、より一層の見直しを行うこととした。

地方公共団体に対しても、引き続き、低入札調査基準価格や最低制限価格の見直しを要請していく予定。

- 落札率90%未満になると、工事成績評定点が平均点未満の工事となる割合が急増。

